

平成26年度
中小企業等省エネルギー型クラウド利用
実証支援事業費補助金
(データセンターを利用したクラウド化支援事業)

公募要領

1.2版
平成26年9月

補助金の交付申請または受給される皆様へ

平成26年度 中小企業等省エネルギー型クラウド利用実証支援事業費補助金

一般社団法人 環境共創イニシアチブ（以下、「S I I」という）の補助金は、国庫補助金等の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、S I Iとしましても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）」をよくご理解のうえ、また以下の点についても十分にご認識いただいたうえで補助金受給に関する全ての手続きに関して適正に行ってくださいようお願いいたします。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
- ② S I Iから補助金の交付決定を通知する前において、既に発注等を完了させた補助対象事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ③ 補助金で取得、または効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容等についてS I Iの承認を受けなければなりません。なお、S I Iは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- ④ また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、S I Iとして、補助金を受給した補助事業者及びシステム移行事業者、クラウドサービス事業者等に対して必要に応じて現地確認等を実施します。
- ⑤ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額をS I Iに返還していただきます。併せて、S I Iから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ⑥ なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。予め補助金に関するそれら規定を十分に理解したうえで本事業への登録手続きを行うこととします。

一般社団法人環境共創イニシアチブ

※ S I Iが執行する「中小企業等省エネルギー型クラウド利用実証支援事業費補助金」は、経済産業省が定めた「中小企業等省エネルギー型クラウド利用実証支援事業費補助金交付要綱（20140327財情第5号）第3条」に基づき、国庫補助金から、本事業で定めた一定の基準要件を満たす形で現行の情報システムを省エネルギー性の高いデータセンターを活用したクラウドサービスへ移行する補助事業者に交付するものです。

1. 事業の内容

1-1	事業目的	P. 4
1-2	事業概要	P. 4
1-3	補助事業者	P. 4
1-4	補助対象となる事業	P. 4
1-5	補助対象となるクラウドサービス（登録クラウドサービス）	P. 4
1-6	補助対象経費	P. 5
1-7	補助率	P. 6
1-8	補助事業期間	P. 7
1-9	省エネルギー効果について	P. 8
1-10	事業基本スキーム	P. 10
1-11	事業全体スケジュール	P. 11
参考資料	用語について	P. 12

2. 事業の実施

2-1	事業実施の基本フロー	P. 14
2-2	公募	P. 15
2-3	審査及び交付決定	P. 15
2-4	補助事業の開始～事業完了	P. 16
2-5	補助事業の実績報告～補助金の支払い	P. 16

3. 申請方法

3-1	申請方法	P. 19
3-2	提出書類一覧	P. 20
3-3	受付期限	P. 21
3-4	問い合わせ先と送付先	P. 21

4. 別紙

提出書類一式	P. 23
--------	-------

5. 更新履歴

更新履歴	P. 39
------	-------

1. 事業の内容

1. 事業の内容

平成26年度 中小企業等省エネルギー型クラウド利用実証支援事業費補助金

1-1 事業目的

インターネットやインターネット端末の普及、サーバの低価格化によるICTと呼ばれる情報通信技術の市場拡大に伴い、社会全体で取り扱うデータ量が飛躍的に増加してデータセンター需要が高まり、成長分野として期待されている。

また、東日本大震災以後、BCP（事業継続計画）の観点から、情報システムとそのバックアップシステムをデータセンターに移行するニーズが高まっている。

一方、データセンターは我が国全体の消費電力量の約1%を超えて増大しており、データセンターの増加による電力需給への負荷が危惧されている。加えて、電力価格の高騰によるコスト上昇により、我が国のデータセンターの国際競争力の低下が懸念されている。

本事業は、よりエネルギー効率の高いデータセンターを利用したクラウドサービスの普及を促進することにより、電力需給と省エネルギー対策を図ると同時に、BCPの向上と我が国のデータセンターの国際競争力強化を図ることを目的とする。

1-2 事業概要

本事業は、オンプレミス（情報システムを、事業者自らが管理する設備内に事業者が所有するICT機器を導入、設置して運用すること）やデータセンターのハウジングサービス（情報システムを、当該事業者以外が管理する設備内に、事業者が所有するICT機器を導入、設置して運用すること）にて運用している情報システムを、一般社団法人 環境共創イニシアチブ（以下、「SII」という）が予め登録したエネルギー効率の高いデータセンターを活用したクラウドサービスに移行する事業者（以下、「補助事業者」という）に対して、その費用の一部を補助する。

1-3 補助事業者

オンプレミスやデータセンターのハウジングサービスにて使用している現在の情報システムを、予めSIIに登録されたエネルギー効率の高いデータセンターを活用したクラウドサービスに移行する事業者を対象とする。

- ※ 補助事業者は、日本に登録されている法人であり、かつ日本国内で継続的に事業または活動を行なっているものとする。
- ※ クラウド環境に移行する前の情報システムを所有する事業者が補助事業者となること。ただし、情報システムをリース等で使用している場合は、原則システムの借主が補助事業者となること。
- ※ 地方公共団体や国公立大学、公立病院等も対象とする。ただし、補助対象となる事業であっても国から他の補助金や利子補給金を受給している場合は、この限りではない。

1-4 補助対象となる事業

以下①から④の全ての要件を満たす事業に対して補助を行う。

- ① 日本国内において実施される事業であること。
- ② 補助事業者が所有するICT機器等にて運用する情報システムを予めSIIに登録されているクラウドサービスへ移行し、移行前に使用していたICT機器等を除却する事業であること。
- ③ クラウドサービスへ移行した情報システムが、最低1年以上継続される事業であること。
- ④ 補助事業を通し、情報システムをクラウドサービスに移行することにより省エネルギー化が図られること。

1-5 補助対象となるクラウドサービス（登録クラウドサービス）

登録クラウドサービスは、クラウドサービス事業者要件、クラウドサービス要件、サービス提供基盤となるデータセンター要件の全ての要件を満たし、予めSIIに登録されたクラウドサービスのことである。

- ※ SIIはクラウドサービスの登録を希望する事業者（以下、「クラウドサービス事業者」という）からの申請を受け付け、その内容を審査し、登録する。また、登録したクラウドサービスについては、順次SIIのホームページにて公表する。

- 登録クラウドサービス一覧 <http://sii.or.jp/cloud26/search>

1. 事業の内容

平成26年度 中小企業等省エネルギー型クラウド利用実証支援事業費補助金

1-6 補助対象経費

補助対象経費の範囲は、下記の通り移行作業費、物品・サービス費の区分ごとに算出する。

移行作業費		クラウドサービスへ情報システムを移行する際に発生する移行作業に係る経費
開発	イ) 設計 (基本設計・詳細細計)	要件定義内容を基にした以下の各設計作業に係る費用 <ul style="list-style-type: none"> クラウド環境の構成決定 (インフラ、ネットワーク等) システムの監視、バックアップ等の方式決定 障害発生時の環境切り替え方式決定 プログラム移行設計 (新環境で動作させるための修正やツール等による変換) データ移行設計
	ロ) 構築	設計内容を基にした以下の各構築作業に係る費用 <ul style="list-style-type: none"> クラウド環境の設定 (インフラ、ネットワーク等) ソフトウェア等のインストールや設定 データベースの構築 プログラムの移行 (修正・変換)、反映 データ移行 (開発・検証用) 監視、バックアップ環境の構築、設定
	ハ) テスト	以下の各種テストに係る費用 <ul style="list-style-type: none"> 移行リハーサル、移行結果確認、検証 総合テスト ユーザ受け入れテスト 負荷テスト (リソース、スループット等のテスト) セキュリティテスト 監視・バックアップテスト 切り替えテスト 障害復旧テスト
	ニ) データ移行	本番稼働に向けた各種データ移行作業に係る費用
	ホ) 本番環境構築	本番リリース作業 (並行稼働、並行稼働環境から単独稼働環境への切り替え)
物品・サービス費		移行前の情報システムからクラウドサービスへ移行する作業 (データ移行等) に用いるパッケージやライセンス費用及び移行先クラウドサービスの初期費用、並行稼働期間中のサブスクリプションに基づく利用等に係る費用
イ) クラウドサービス 利用料		オンプレミスの情報システムとクラウドサービスへ移行した情報システムが並行稼働する間に発生する以下項目についての費用 <ul style="list-style-type: none"> クラウドサービスの初期費用及びサブスクリプションに基づく利用料 インフラ利用料 (サーバ、ディスク装置、ネットワーク機器等)

以下の経費については補助対象外とする。

- ・ 企画に係る作業費用
- ・ 要件定義に係る作業費用
- ・ 既存システムに対して機能追加に要する費用
- ・ 情報システムの移行に係らない業務プロセス等の変更に伴う費用
- ・ 移行前の情報システムからクラウドサービスへ移行する作業 (データ移行等) 以外の汎用パッケージやライセンス費用
- ・ 撤去・除却費用 (既存建物解体費用、既存の情報システムを運用するために所有していたICT機器や設備等の除却費用等)
- ・ 諸経費 (交通費、会議費、教育研修費等)
- ・ 消費税
- ・ クラウドサービスを継続して利用する際の利用料 等

※ 補助事業の補助対象経費と国からの他の補助金 (負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同第2号の掲げる資金を含む) 等の補助対象経費が重複する場合は補助対象外とする。

※ 補助事業に係る経費に対し値引きを行う場合、補助対象経費は値引き後の額とする。

1. 事業の内容

1-7 補助率

補助対象経費の1/5以内とする。

ただし、補助事業者が中小企業者の場合は補助対象経費の1/3以内とする。

補助対象経費区分		中小企業者	その他
補助率	移行作業費	1/3以内	1/5以内
	物品・サービス費		

補助事業における補助額の上限額・下限額については、それぞれ下記の通りとする。

中小企業者：補助額が20万円以上～1,500万円以下の範囲を対象とする

その他：補助額が20万円以上～3,000万円以下の範囲を対象とする

※ 補助対象経費に補助率を掛け合わせた補助額が上限額を上回る場合、申請された事業が補助対象として認められれば、補助額の上限額で交付される。

<中小企業者の定義>

中小企業基本法第2条に準じ、以下の通り中小企業者を定義する。

業種	資本金基準	従業員基準
	資本の額または出資の総額	常時使用する従業員
①製造業、建設業、運輸業、その他 (以下の①'は除く)	3億円以下	300人以下
①'ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③小売業	5千万円以下	50人以下
④サービス業 (以下の④'と④''は除く)	5千万円以下	100人以下
④'ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
④''旅館業(旅館業法 昭和23年法律第138号に規定する旅館業)	5千万円以下	200人以下
⑤以下の組合(構成員の2/3以上が中小企業者である場合に限る) ・事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合 (中小企業等協同組合法 昭和24年法律第181号に規定する組合) ・協業組合、商工組合、商工組合連合会 (中小企業団体の組織に関する法律 昭和32年法律第185号に規定する中小企業団体) ・商店街振興組合、商店街振興組合連合会 (商店街振興組合法 昭和37年法律第141号に規定する組合)		

※ 業種は日本標準産業分類(第13回改定)に基づく。

※ ①～④'までの業種については、資本金基準または従業員基準のどちらか一方を満たせば中小企業者とする。

1. 事業の内容

平成26年度 中小企業等省エネルギー型クラウド利用実証支援事業費補助金

- ※ 複数の業種がある場合は、直近の決算書において、「売上高」が大きい方を主たる業種とする。売上高が同じ場合には、「各事業の従業員数」から判断する。ただし、「製造小売」は「小売業」に該当とする。
- ※ 社会福祉法人、学校法人、医療法人、NPO法人、宗教法人は上記基準を満たしていても中小企業者にはならない。
- ※ ⑤の組合には、LLP（有限責任事業組合）、市街地再開発組合、生活協同組合、農業協同組合等は含まれない。
- ※ 常時使用する従業員の数には、事業主、法人の役員、臨時の従業員は含まれない。（パート、アルバイトは従業員として算出する）
- ※ また、以下のいずれかに該当する「みなし大企業」は除く。

<その他留意事項>

(注1) 「みなし大企業」とは下記による

- 発行済株式の総数または出資価格の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業者。
- 発行済株式の総数または出資価格の総額の2/3以上を大企業が所有している中小企業者。
- 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている中小企業者。

(注2) 「大企業」とは下記による

上記「中小企業者以外の事業者」のことを言う。ただし、中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社、廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成7年法律第47号）に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定書を締結した者（特定ベンチャーキャピタル）及び投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律90号）に規定する投資事業有限責任組合は「大企業」に含まれない。

1-8 補助事業期間

事業実施期間は平成27年3月31日（火）までとする。

補助事業者による補助対象経費の支払い完了は、平成27年1月31日（土）までとする。

① 交付申請期間

平成26年6月11日（水）～平成26年11月28日（金）17:00（必着）

② 補助事業完了期限

平成27年1月31日（土）まで。

※ 補助事業完了期限までに補助対象経費の支払いやシステム移行等が完了しない場合には、SIIに対し速やかに報告すること。

③ 補助事業実績報告期限

平成27年2月10日（火）まで。

1. 事業の内容

平成26年度 中小企業等省エネルギー型クラウド利用実証支援事業費補助金

1-9 省エネルギー効果について

交付申請では、クラウド環境移行前の1年間に相当する消費電力量の実測データと、クラウド環境移行後の1年間の消費電力量の計画を策定し、申請を行うこと。

	移行前の情報システムに係る消費電力量について (オンプレミス等の環境下)	移行後の情報システムに係る消費電力量について (クラウドサービス環境下)
消費電力量の比較対象	移行する情報システムが、移行前の環境下（現在の環境）で使用する全てのICT機器等の消費電力量及びICT機器の稼働に係る空調、照明等の全ての付加設備の消費電力量。	移行する情報システムの移行先となるクラウドサービスの提供に必要となる全てのICT機器等の消費電力量及びICT機器の稼働に係る空調、照明等の全ての付加設備の消費電力量。 クラウドサービスの提供のために使用する全てのICT機器等の消費電力量に当該クラウドサービス基盤が収容されるデータセンターのPUE値を乗ずることで、クラウドサービスの提供に係る消費電力量を算出する。
消費電力量計測の原則	積算値を用いる。	
消費電力量の計測対象	<ul style="list-style-type: none"> 移行する情報システムが使用する全てのICT機器等 移行する情報システムの稼働に係る空調、照明等の機器 	<ul style="list-style-type: none"> クラウドサービスの提供のために使用する全てのICT機器等 クラウドサービス基盤が収容されているデータセンターのPUE値

※ クラウド環境移行前後の比較により、消費電力量等の省エネルギー効果が認められない場合は、これを交付決定しないこととする。

(1) クラウド環境移行前の1年間の消費電力量の算出

① 1年間の消費電力量を実測した場合

消費電力量は、クラウド環境移行後に除却・廃棄処分対象となる自社で利用しているICT機器及びそれらを設置している建物やスペースで使用している空調・照明等のその他機器の消費電力量の合計値を算出すること。また、以下の区分ごとに算出に使用した実測したデータを提出することとする。

- 1) ICT機器（サーバ機器、ストレージ機器、ネットワーク機器等）
- 2) その他機器（電源装置、空調、照明等）

※ クラウド環境移行後に上記区分の中で一部の機器のみを除却・廃棄処分する場合は、除却対象となるICT機器の消費電力量及びそれに対応するその他機器の消費電力量を算出すること。

※ 除却対象となる上記区分全ての機器が同一サーバールーム内で一元管理され、空調・照明等のその他機器を含めた消費電力量が実測できており、かつサーバールーム内の全ての機器をクラウド環境に移行する場合は、電力会社等が証明する消費電力量の証憑書類をもって移行前の消費電力量の合計値と認める。

② 1年間の消費電力量を実測できない場合

実測に基づく各区分の1年間の消費電力量が算出できない場合は、クラウド環境移行後に除却対象となるICT機器及びその他機器を対象に、必ず本事業で定められた一定期間の電力量の実測を行い、その実測値から年間消費電力量を算出すること。

- ・ 実測期間については、システムが稼働する5営業日（120時間）以上の電力量とする。
- ・ 「5営業日の電力量の実測結果× $\frac{365}{5}$ = 1年間（365日）の消費電力量」と見なす。
※ ①②どちらの場合においても、交付決定前の審査の過程で実測値や構成機器に関する現地確認を行うことがある。

(2) クラウド環境移行後の消費電力量の算出

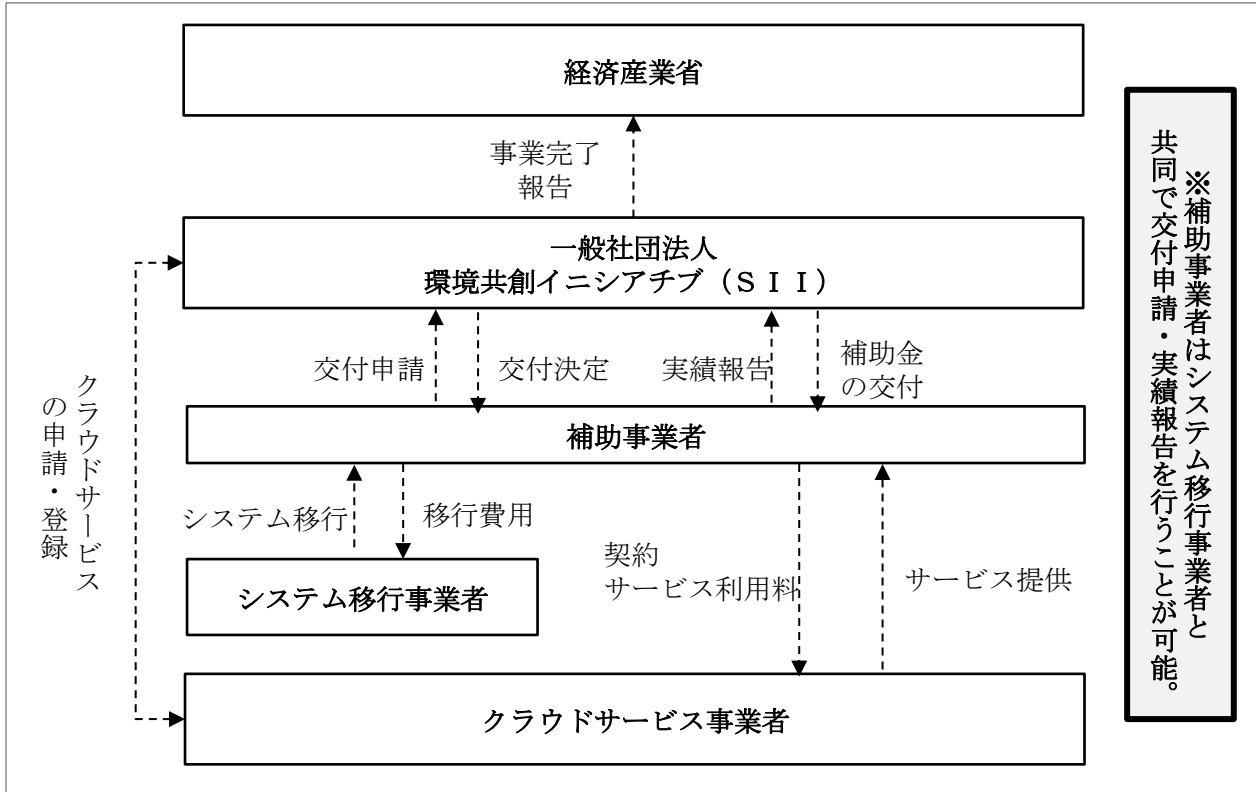
登録クラウドサービスの契約原単位に応じた1年間の消費電力量と、契約に基づきクラウド環境移行後に申請者が利用する契約原単位数を掛けて、クラウド環境移行後の1年間に相当する消費電力量を算出することとする。

- ※ 登録されたクラウドサービスの契約原単位あたりの年間消費電力量は、必ず交付申請を行う補助事業者またはシステム移行事業者が、クラウドサービス事業者に事前に確認を行うこと。
- ※ クラウド環境に移行するひとつの登録クラウドサービスの契約原単位が複数の原単位項目に分かれている場合は、各原単位項目ごとに申請者が利用する原単位数を掛けて、年間消費電力量を算出して、その合計値を記載すること。
- ※ 登録クラウドサービスを2つ以上使用してシステム移行を行う場合、クラウドサービスごとに前述の方法で消費電力量の算出を行って合算し、補助事業全体の消費電力量の合計値を記載すること。

1. 事業の内容

1-10 事業基本スキーム

本事業は、S I I が執行団体として、補助事業者からの交付申請を受け付け、審査及び補助金の交付等を実施する。



※ 交付申請の詳細についてはP. 15～17を参照。

- 補助事業者
日本に登記されている法人で日本国内で事業または活動を行っており、現在オンプレミス（情報システムを、補助事業者が管理する設備内に導入、設置して運用すること）やデータセンターのハウジングサービスにて情報システムを使用し事業を行っていること。
- システム移行事業者
補助事業者が情報システムの移行を行う際に、その情報システムの移行設計や移行作業の実務を行うITベンダーやシステムインテグレーターのこと。
システム移行事業者は本補助事業に係るシステム移行に関する契約を補助事業者と取り交わせること。

※ システム移行事業者を選定する場合は、原則として競争入札や相見積りにより、最も経済的に合理性の高い事業者を選定することが求められるが、合理的な理由によって特定のシステム移行事業者に依頼することが必須な場合は、選定理由書を作成し選定理由を明確にした上で交付決定後に契約を締結すること。

※ 補助事業者単独で申請等を行うことが困難な場合には、システム移行事業者は共同申請者となり、申請作業の代行等を行うことができる。

1. 事業の内容

平成26年度 中小企業等省エネルギー型クラウド利用実証支援事業費補助金

1-1-1 事業全体スケジュール

時期		クラウドサービス事業者	補助事業者	
平成26年	6月	6月10日(火)以降 クラウドサービス順次公表	6月11日(水) 交付申請開始 ※ 補助事業の交付申請及び交付決定は 随時行うこととする。	
	7月			
	8月			
	9月	9月30日(火) クラウドサービス登録 受付終了(※)		
	10月			
	11月			11月28日(金) 交付申請受付終了
	12月			
平成27年	1月		1月31日(土) 補助事業完了期限 (補助対象経費支払いまで完了)	
	2月		2月10日(火) 補助事業実績報告期限	
	3月		3月31日(火) 補助金の支払い完了	

※ クラウドサービス登録受付終了後、補助事業の交付申請時に補助事業に必要なクラウドサービスが未登録の場合は、S I Iに個別に問い合わせること。

<参考資料>

用語について

本事業における各用語を下記の通り定義する。

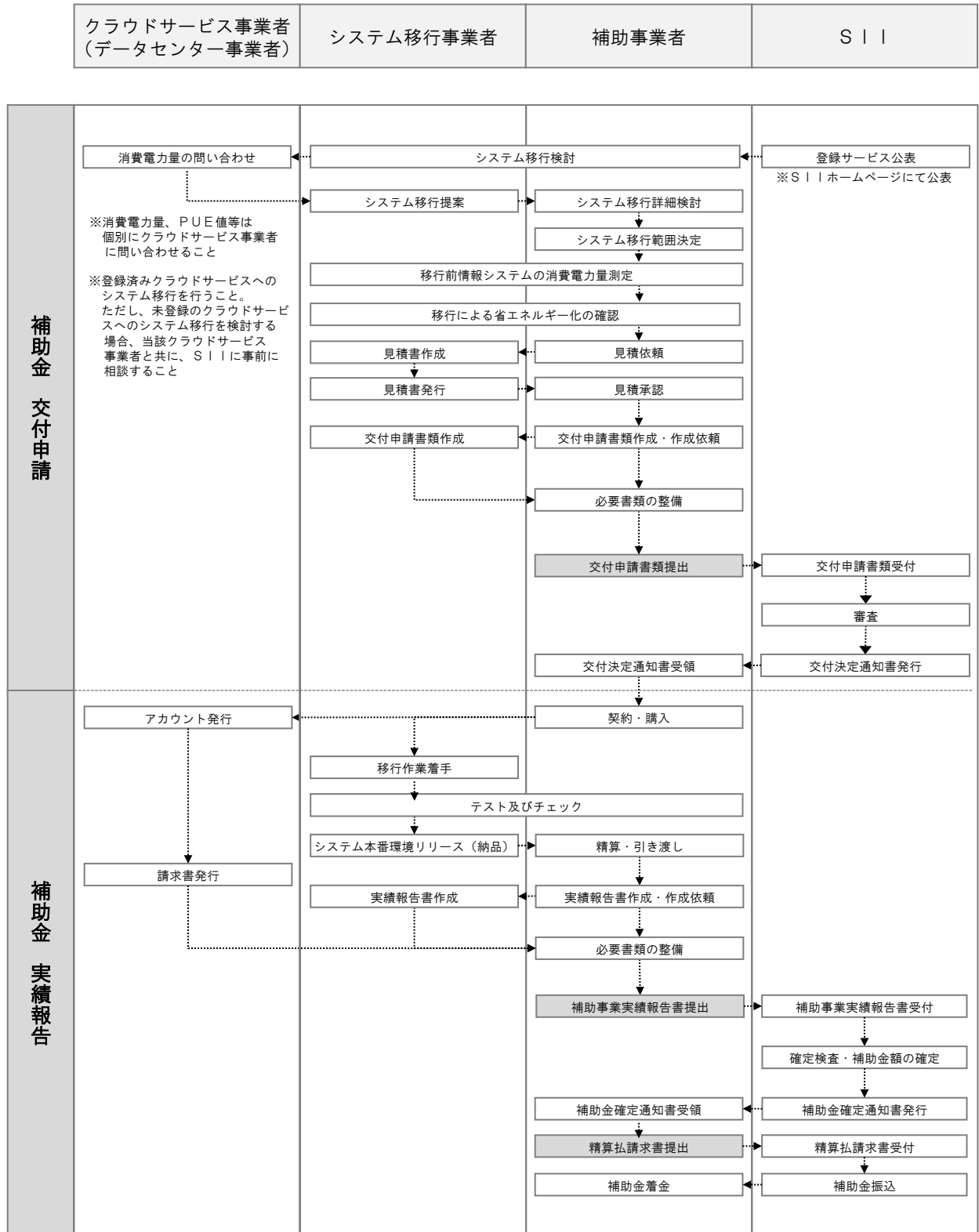
- クラウドサービス：
クラウドサービス事業者が提供するサービス（IaaS、PaaS、SaaS）のこと。
- IaaS：
データセンター内でのハードウェア構成単位、もしくは仮想構成単位（VM）、またはシステムリソース単位（CPU、メモリ、ストレージ、ネットワーク機器等）でのコンピューティング能力をサービスとして提供しているもの。
- PaaS：
データセンター内でのアプリケーションを稼働させるためのOSやミドルウェア等のプラットフォームを含むコンピューティング能力をサービスとして提供しているもの。
- SaaS：
データセンター内でのアプリケーション（ソフトウェア）等を含むコンピューティング能力をサービスとしてシステム提供しているもの。
- 契約原単位：
クラウドサービスの契約における最小単位のこと。
クラウドサービス事業者が、補助事業者等、他事業者と契約を結ぶ際の数量の基となる単位のこと。
- ICT機器：
サーバ、ストレージ、ネットワーク機器等を指す。
- データセンター：
クラウドサービスを提供するために必要となるクラウドシステムを収容する施設のこと。
データセンターには、建物そのものの他、電源設備や空調設備等が含まれる。
- 消費電力量：
電力機器の稼働時に消費される電力と使用時間の積で計算され、単位はWhとなる。
- PUE値：
データセンター等の施設における全消費電力量（空調、照明等の付帯設備）を当該施設内の全てのICT機器等の消費電力量で割った値。
ICT機器等の消費電力量あたりにおける当該施設の消費電力量を表す。

2. 事業の実施

2. 事業の実施

平成26年度 中小企業等省エネルギー型クラウド利用実証支援事業費補助金

2-1 事業実施の基本フロー



2. 事業の実施

2-2 公募

(1) 補助事業の公募について

S I I は公募期間中に広く補助事業者の公募を随時に受け付け、審査を得て随時に交付決定を行う。

(2) 公募期間について

平成26年6月11日（水）～平成26年11月28日（金）17:00（必着）

(3) 公募予算額について

35億円の内数

(4) 交付申請について

補助事業者はS I I ホームページにてアカウント登録し、メールでアカウント登録情報（ID、パスワード）を受け取って補助事業ポータル（Web）にログインを行い、必要事項を入力して必要書類を作成のうえ、全ての申請書類をS I I に郵送する。

※ 申請書類の内容と補助事業ポータルに入力する内容は必ず一致させること。

※ 補助事業者は、経済産業省からの補助金等停止措置または指名停止措置が講じられていない者であること。

※ 公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない補助事業者からの申請は受け付けない。

※ 補助事業者は、交付決定後の契約、システム構築・移行、補助対象経費の支払い完了等、事業実施の現実性や予算の有効利用の観点から事業計画全体を十分に検討のうえ申請を行うこと。

※ 交付決定額の合計が公募予算額に達した場合、公募期間内であっても公募の受付を終了することがある。

(5) 公募に関するその他留意事項

・ 申請書の提出後に代表者や事業者住所等の変更があった場合、速やかにS I I に連絡をし、変更届出を行う必要がある。

・ 交付申請に関する手続きについては、「交付申請書の作成の手引き」を参照のうえ、不備や不足がないように申請を行うこと。万が一、不備や不足があった場合、交付決定までに相当程度の時間を要する場合がある。

2-3 審査及び交付決定

(1) 審査について

S I I は、提出書類一式の受領後に書類一式の不備・不足等を確認のうえ、以下の項目に従って申請された事業が補助事業として適切かどうか厳正に審査を行う。また、必要に応じて補助事業者へのヒアリング及び現地審査を行う場合がある。

※ 審査項目について

- ・ 補助事業の内容が、交付規程及び公募要領の全ての要件を満たしていること。
- ・ システム移行計画が補助事業として適切であり、その実行性や継続性が確認できること。
- ・ システム移行計画に基づいた補助事業に要する経費が妥当であること。
- ・ クラウド環境への移行前後で省エネルギー効果が得られること。

(2) 交付決定の通知について

- ・ 交付決定の結果については、補助事業者に通知する。交付決定は順次行う。採択分については統計的なデータに纏めたうえで、S I I のホームページに掲載することがある。その場合でも、当該補助事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害する恐れのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しない。
- ・ 採択後、補助事業者の不当な事由による辞退と判断した場合は、その申請内容をS I I のホームページ等で公開する場合がある。

2-4 補助事業の開始～事業完了

(1) 補助事業の開始について

- ① 補助事業者は、交付申請時の事業計画に基づいたクラウドサービスへの移行を実施すること。
- ② 発注は交付決定日以降に実施すること。
※ 補助対象事業の企画や要件定義等に係る作業等を除き、交付決定前に補助事業者が契約及び作業を行っている事業は補助事業の対象外とする。

(2) 補助事業の計画変更について

補助事業者は、事業の実施中に事業内容の変更の可能性が生じた場合は、予めS I Iに報告し、その指示に従うものとする。また、事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにS I Iに連絡すること。

(3) 中間検査等について

S I Iは、交付決定後に必要に応じて現地検査を含む中間検査を行うことがある。

(4) 申請内容の取り下げについて

- ・ 交付決定通知書を受領後、何らかの理由で契約やシステム移行が出来ずに実績報告ができないと判断された場合は、速やかに「交付申請取下げ届出書」をS I Iへ提出すること。
- ・ 交付決定後に補助事業を取り止めたにも係らず、速やかに交付申請取下げ届出書を提出しない補助事業者等に対しては、次回以降の交付申請を受け付けない等の措置を講じることがある。

(5) 補助事業の完了について

- ① 補助事業者が、登録クラウドサービスによりシステム移行を行い、移行前のオンプレミス等の資産を除却して、補助事業に係る全ての支払いを完了させた時点を補助事業の完了とする。
- ② 支払い条件は、現金払い（金融機関による振込）とすること（割賦・手形等は不可）。
※ 支払いについては、見積書、請求書等の証憑書類の提出が必要。
- ③ 事業完了は、平成27年1月31日（土）までに補助対象経費の支払いを完了させた後、平成27年2月10日（火）までに実績報告を提出すること。

2-5 補助事業の実績報告～補助金の支払い

(1) 補助事業の実績報告及び補助金の確定について

- ① 補助事業者は補助事業が完了したときは、完了の日から30日以内までに、補助事業実績報告書をS I Iに提出する。
- ② S I Iは、補助事業実績報告書を受領した後、書類の検査及び現地検査を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し速やかに補助金確定通知書を発行して通知する。
- ③ 申請通りの省エネルギー効果が得られないと見込まれる場合、あるいは申請通りのクラウドサービスへ移行されていない場合は、補助金の支払いが行われないことがある。
- ④ 原則として、自社または関係会社等（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年十一月二十七日大蔵省令第五十九号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社）からの調達による補助金額の確定に当たっては、製造原価をもって補助対象経費とする。

(2) 補助金の支払いについて

- ① 補助事業者は、S I Iからの補助金確定通知書の受領により補助金額が確定した後、精算払請求書をS I Iに提出する。
- ② S I Iは、精算払請求書の受領後、補助事業者に補助金を交付する。

(3) 財産等の管理について

- ① 補助事業の完了後においても補助事業者は、補助事業により取得した財産（以下、「取得財産等」という）についてシステム利用を継続する（法定年数は適用外）間、実施計画書に基づく事業を継続することを前提に、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
※ 財産管理が定められた期間内に本事業により移行したシステムを更新する場合、必ずS I Iに事前に確認のうえ、その可否及び必要な手続きについて事前の了承を得ること。
- ② 取得財産等を定められた期間内に処分しようとするときは、予めS I Iの承認を受けなければならない。

(4) 省エネルギー効果の報告について

- ① S I Iが本事業による省エネルギー効果の検証を行うためのアンケートや消費電力量に関する調査を行う場合、補助事業者はこれに協力しなければならない。
- ② 調査結果については、個別の企業名等を伏して統計的なデータとして公表する場合があります、予めこの点に同意できること。

(5) 補助金の返還、取消、罰則等について

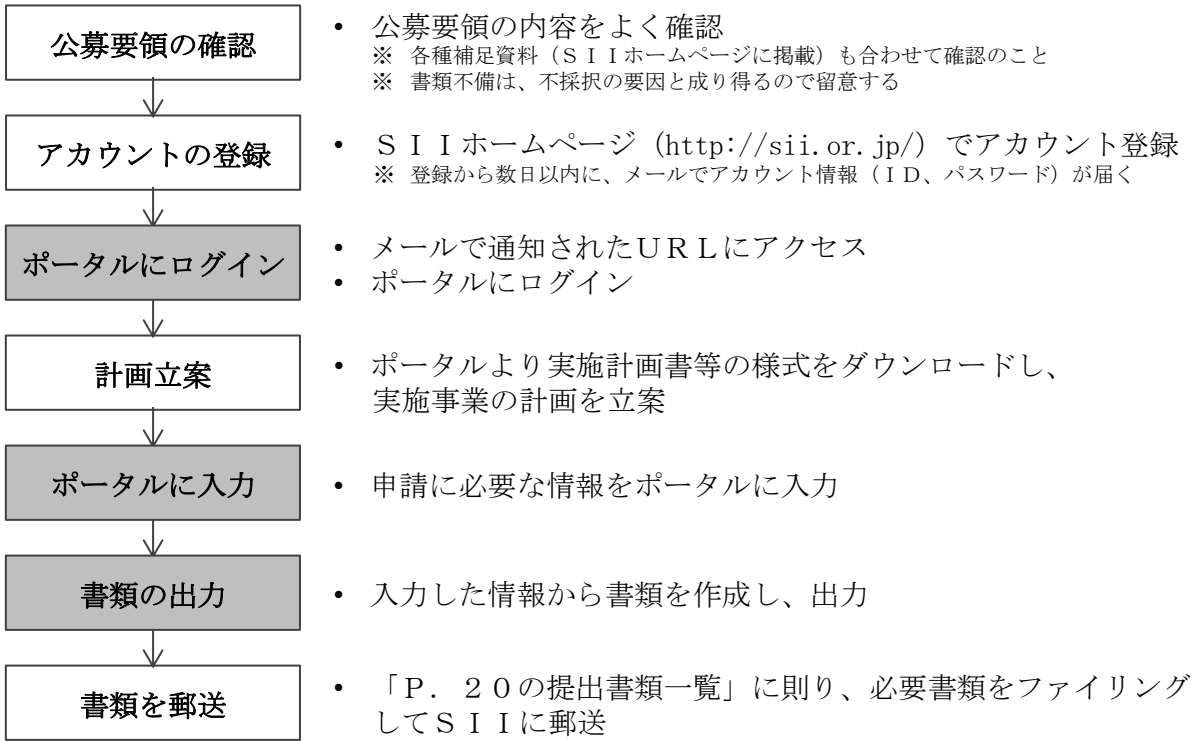
補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下、「適正化法」という）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられることになる。

- ・ 交付決定の取消、補助金等の返還及び加算金の納付。
- ・ 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ・ 相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わない。
- ・ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

3. 申請方法

3. 申請方法

3-1 申請方法



【ファイル作成時の注意事項】

- 該当書類はA4ファイル（2穴、ハードタイプ）綴じとし、表紙及び背表紙に事業名及び事業者名を記載すること。
- ファイルは、書類の厚みに応じた厚さのパイプ式ファイルを使用してください。
- 全ての書類は穴を開け、直接ファイリングすること。（クリアフォルダには入れない。）書類の左に十分な余白をとり、記載部分に穴がかからないようにすること。
- 袋とじは不可。
- 別添資料以外の書類はホッチキス止め不可。
- 各書類の最初には、「P. 20の提出書類一覧」に示す提出書類名称を記載したインデックス付の中仕切りを挿入すること。（書類自体にはインデックスをつけない。）
- ポータル上の申請書番号を表紙及び背表紙に記載すること。
- 提出書類は、全てコピーして保管しておくこと。

3. 申請方法

3-2 提出書類一覧

様式欄に指定の記載があるものは、様式を使用して申請書を作成し、それ以外は該当する説明資料を作成し、以下書類一式を提出する。

No.	分類	様式	書類名称	備考	提出部数
00	提出書類	指定0	提出書類チェックリスト		1部
01	交付申請に関する書類	様式1	補助金交付申請		1部
02		別紙1	経費等配分	事業経費、申請額の計算書(サマリ)	1部
03		別紙2	経費等内訳	事業経費、申請額の(明細)	1部
04		別紙3	申請者の役員名簿		1部 ※必要に応じて複数枚
05	補助事業の実施計画に関する書類	指定1	実施計画書(補助事業者情報)	事業を実施する補助事業者の情報	1部
06		指定2	実施計画書(システム移行事業者情報)	事業を実施するシステム移行事業者の情報 ※補助事業に係る全てのシステム移行事業者について申請すること。	1部 ※必要に応じて複数枚
07		指定3	実施計画書(事業の体制図)	補助事業に係る全ての事業者及びその役割、契約・請求関係等を記載すること。	1部
08		指定4	実施計画書(移行計画概要)	移行完了・事業完了予定日、消費電力の推移、システムの機能等	1部
09		指定5	実施計画書(移行システム概要)	移行前後のシステム概念図	1部
10		指定6	実施計画書(機器一覧)		1部
11		指定7	実施計画書(実施日程)	事業スケジュールの概要(ガントチャート)	1部
12		指定8	実施計画書(移行前の消費電力量計算書)	移行する情報システムの現在の消費電力量	1部
13		指定9	実施計画書(移行後の消費電力量計算書)	移行後の登録済みクラウドサービスの消費電力量の積算+残存する機器の消費電力量	1部
14		補助事業に係る事業者の情報を確認できる書類	原本	商業・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	発行後3か月以内のものを添付すること。
15	自由		決算報告書(3年分)	直近三期分の情報を提出すること。 また、「貸借対照表」及び「損益計算書(収支決算書)」の情報を必ず含めること。	1部
16			会社概要	補助事業に係る事業者の事業概要、従業員数、資本金が確認出来る資料を提出すること。	1部
17	情報システムの移行計画の内容及び情報システムの構成や機能を説明する書類	自由	移行計画書	システムの移行計画書や移行作業に関する提案書等	各1部
18			移行する情報システムが有する機能及び構成を説明する書類	システム設計書、ハードウェア構成図、資産管理台帳等機能・ハードウェア・ソフトウェアそれぞれの確認項目を示す書類を全て提出すること。	各1部
19			情報システムの移行に係る見積書	費用の算出根拠をわかるようにすること。	各1部 ※必要に応じて複数枚
20			見積書と補助事業の経費区分の項目の対応を示す書類	見積書の各項目が、補助事業で指定する費目のいずれかに該当するかを説明されていること。	各1部
21	情報システムの消費電力量を示す書類	自由	消費電力量説明書 ・測定方法説明用紙 ・測定ポイント説明用紙、 ・測定結果一覧表 ・測定ポイント別消費電力量計算用紙 ・消費電力量計算結果一覧表 が含まれます。	<ul style="list-style-type: none"> ◆計算書で用いる値について、実績値の証拠との紐付けを明らかにすること ◆消費電力量の算出の過程及びロジックがわかるように記載すること ◆消費電力を定格電力で按分計算する場合は、測定対象機器の定格電力及び定格電力を証明するカタログ等の資料も添付すること ◆任意のPUE値を用いた計算を行う場合は、別途以下の証拠書類を添付すること <ul style="list-style-type: none"> ・実測方法の説明書(測定期間、計測ポイント等) ・エネルギーの供給から消費までの系統を示す系統図(エネルギーブロックチャート) ・計算書(エクセルシート含む) ・測定値の証拠書類(実測数値一覧表等) <p>※IIIに登録されているデータセンターのPUE値を用いる場合は以下の書類にて代替することを認める。 <ul style="list-style-type: none"> ・利用するデータセンターの名称 ・データセンター登録番号 ・そのデータセンターの利用を裏付ける証拠書類(契約書、請求書等) </p>	各1部
22	システム移行事業者の選定に関する書類	自由	システム移行事業者選定理由書	共同申請者となるシステム移行事業者についての選定理由書を提出すること。	各1部 ※必要に応じて複数枚

※No.15～17の資料は、事業に係る全ての事業者毎に該当する証拠書類を提出すること。

※No.18～20の資料は、事業に係る全ての契約毎に該当する証拠書類を提出すること。

3-3 受付期限

申請の受け付けは、以下の期間にて実施する。

- 交付申請受付期限
平成26年11月28日（金）17:00（必着）
- 補助事業完了期限
平成27年1月31日（土）
- 補助事業実績報告期限
平成27年2月10日（火）17:00（必着）

3-4 問い合わせ先と送付先

申請書類一式の送付先の住所と、本事業に係る問い合わせ先は以下の通り。

- 問い合わせ先
TEL：03-5565-4970
《平日 10:00～12:00、13:00～17:00》
- 送付先
〒104-0061
東京都中央区銀座2-16-7 恒産第1ビル4階
一般社団法人 環境共創イニシアチブ
審査第二グループ クラウド化支援事業担当宛

<提出時の注意点>

- ※ 申請書類は、正の1部を提出すること。副の1部は補助事業者にて5年間保管すること。
- ※ 提出された全ての書類については、いかなる理由があっても返却しない。
- ※ 補助事業ポータルでの必要事項の入力完了だけでは申請と認めない。必ず提出書類一式を郵送すること。
- ※ 送付時の宛先には略称「S I I」は使用しないこと。
- ※ 封筒には『交付申請書在中』と必ず記載すること。
- ※ 申請書類は、郵送・宅配等の配送状況が確認できる手段で送付すること。
なお、S I Iへの直接の持ち込みは受け付けない。
- ※ 予算額に達した場合、補助事業期間内であっても公募受付を終了する。
- ※ 送付先のビル名及び担当名を間違えないよう注意すること。

別紙. 提出書類一式

交付申請に必要な書類チェックリスト

申請書番号

CHA

No.	様式	書類名称	必須	作成・取得(※2)	提出部数	申請者記入欄		
						チェック	提出部数	提出枚数
00	指定0	提出書類チェックリスト	○	Excel	1部			
01	様式1	補助金交付申請	○	ポータル	1部			
02	別紙1	経費等配分	○	ポータル	1部			
03	別紙2	経費等内訳	○	ポータル	1部			
04	別紙3	申請者の役員名簿	○ (※3)	Excel	1部 ※必要に応じて 複数枚			
05	指定1	実施計画書(補助事業者情報)	○	ポータル	1部			
06	指定2	実施計画書(システム移行事業者情報)	△ (※1) (※3)	ポータル	1部 ※必要に応じて 複数枚			
07	指定3	実施計画書(事業の体制図)	○	Excel	1部			
08	指定4	実施計画書(移行計画概要)	○	ポータル	1部			
09	指定5	実施計画書(移行システム概要)	○	Excel	1部			
10	指定6	実施計画書(機器一覧)	○	Excel	1部			
11	指定7	実施計画書(実施日程)	○	Excel	1部			
12	指定8	実施計画書(移行前の消費電力量計算書)	○	ポータル	1部			
13	指定9	実施計画書(移行後の消費電力量計算書)	○	ポータル	1部			
14	原本	商業・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	○ (※3)	各自	1部			
15	自由	決算報告書(3年分)	○ (※3)	各自	1部			
16		会社概要	○ (※3)	各自	1部			
17		移行計画書	○	各自	各1部			
18		移行する情報システムが有する機能及び構成を説明する書類	○	各自	各1部			
19		情報システムの移行に係る見積書	○	各自	各1部 ※必要に応じて 複数枚			
20		見積書と補助事業の経費区分の項目の対応を示す書類	○	雛形	各1部			
21		消費電力量説明書 ・測定方法説明用紙 ・測定ポイント説明用紙、 ・測定結果一覧表 ・測定ポイント別消費電力量計算用紙 ・消費電力量計算結果一覧表 が含まれます。	○	雛形	各1部			
22	システム移行事業者選定理由書	○	雛形	各1部				

■補足事項

(※1) 原則、必須である。ただし、申請の内容より提出書類が異なるため、申請内容に応じた書類を提出すること。

(※2) 作成・取得について

・ポータル: 補助事業ポータルに必要情報を入力完了後、PDFとして出力すること。

・Excel: SIIのホームページよりダウンロードして取得すること。

・各自: 自由書式で用意すること。

・雛形: 補助事業ポータル内で雛形をダウンロードすることができる。

確認項目が全て記載されている書類がある場合はこの書類の代替として提出可能とする。

(※3) 補助事業者及び共同申請者ごとに提出する。

別紙. 提出書類一式

平成26年度 中小企業等省エネルギー型クラウド利用実証支援事業費補助金

交付申請用	
(様式1)	補助金交付申請
平成26年度 中小企業等省エネルギー型クラウド利用実証支援事業費補助金 (データセンターを利用したクラウド化支援事業)	

平成26年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

	住	所	
申請者1	名	称	
	代	表	者
	等	名	印
	住	所	
申請者2	名	称	
	代	表	者
	等	名	印

平成26年度 中小企業等省エネルギー型クラウド利用実証支援事業費補助金
(データセンターを利用したクラウド化支援事業) 交付申請書

※ 一般社団法人 環境共創イニシアチブの中小企業等省エネルギー型クラウド利用実証支援事業費補助金(データセンターを利用したクラウド化支援事業)は、経済産業省が定めた中小企業等省エネルギー型クラウド利用実証支援事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金をデータセンターを利用したクラウド化支援事業をしようとする方に交付するものです。

記

1. 補助事業名

2. 補助事業の目的及び内容

3. 補助事業の実施計画

別添の「実施計画書」の通り

4. 補助金交付申請額

(1) 補助事業に要する経費 円

(2) 補助対象経費 円

(3) 補助金交付申請額 円

5. 補助率

6. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額（様式第1 別紙1）

7. 補助事業の開始および完了予定日

(1) 開始日 交付決定日

(2) 完了予定日

※ 一般社団法人 環境共創イニシアチブの中小企業等省エネルギー型クラウド利用実証支援事業費補助金（データセンターを利用したクラウド化支援事業）は、経済産業省が定めた中小企業等省エネルギー型クラウド利用実証支援事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金をデータセンターを利用したクラウド化支援事業をしようとする方に交付するものです。

(注) この申請書には、以下の書面を添付すること

- (1) 申請者の経理の状況及び補助事業に係る資金計画を記載した書面
- (2) 補助事業者が補助事業者以外の者と共同して補助事業を行おうとする場合にあっては、当該事業に係る契約書の写し
- (3) 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の内訳（様式第1 別紙2）
- (4) 申請者の役員名簿（様式第1 別紙3）
- (5) その他当法人が指示する書面

別紙. 提出書類一式

平成26年度 中小企業等省エネルギー型クラウド利用実証支援事業費補助金

交付申請用	
(様式1) 別紙1	補助金交付申請(経費等配分)
平成26年度 中小企業等省エネルギー型クラウド利用実証支援事業費補助金(データセンターを利用したクラウド化支援事業)	

補助事業に要する経費、補助対象経費および補助金の配分額

(単位:円)

補助対象経費の区分	補助事業全体に要する経費	補助対象経費(A)	補助率(B)	補助金の交付申請額(A) × (B)
I. 移行作業費				
II. 物品・サービス費				
合計(税抜)				
消費税				
合計(税込)				

別紙. 提出書類一式

平成26年度 中小企業等省エネルギー型クラウド利用実証支援事業費補助金

交付申請用	
(様式1) 別紙2	補助金交付申請 (経費等内訳)
平成26年度 中小企業等省エネルギー型クラウド利用実証支援事業費補助金 (データセンターを利用したクラウド化支援事業)	

(/)

補助事業に要する経費、補助対象経費および補助金の内訳

補助率 (B)	/
---------	---

(単位: 円)

経費区分	項目	補助事業に要する経費	補助対象経費 (A)	補助金の額 (A) × (B)	備考
移行作業費	1 設計 (基本設計・詳細設計)			/	
	2 構築				
	3 テスト				
	4 データ移行				
	5 本番環境構築				
	6 その他				
	小計				
物品・サービス費	1 クラウドサービス初期費用			/	
	2 クラウドサービス利用料				
	3 インフラ利用料				
	4 パッケージ・ライセンス費用				
	5 その他				
	小計				
合計 (税抜)					
消費税					
合計 (税込)					

※各費用に対して値引き等の調整が行われる場合は、調整後の費用を記入すること

<<<注釈欄>>>

別紙. 提出書類一式

平成26年度 中小企業等省エネルギー型クラウド利用実証支援事業費補助金

交付申請用	
(様式1)別紙3	補助金交付申請(申請者の役員名簿)
平成26年度 中小企業等省エネルギー型クラウド利用実証支援事業費補助金(データセンターを利用したクラウド化支援事業)	

申請者の役員名簿

事業者名	
------	--

氏名 カナ	氏名 漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			

(注)
 取締役以上の役員について、氏名カナ(半角、姓と名の間も半角で1マス空け)、氏名漢字(全角、姓と名の間も全角で1マス空け)、生年月日(半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角)、性別(半角で男性はM、女性はF)、会社名及び役職名を記載する。
 また、氏名が漢字・平仮名・片仮名以外の場合は、「氏名 漢字」欄にアルファベット等を記載し、「氏名 カナ」欄に当該アルファベット等のカナ読みを記載すること。

別紙. 提出書類一式

平成26年度 中小企業等省エネルギー型クラウド利用実証支援事業費補助金

交付申請用	
(指定1)	実施計画書(補助事業者情報)
平成26年度 中小企業等省エネルギー型クラウド利用実証支援事業費補助金(データセンターを利用したクラウド化支援事業)	

(/)

補助事業名	
-------	--

1. 補助事業者情報

事業者情報	事業者名	ヨミガナ				
	所在地	〒	都	区	電話	
					FAX	
	代表者氏名	ヨミガナ			設立年月日	
	主たる業種 <small>(日本標準産業分類、中分類)</small>		従業員数	人	資本金	千円
会社規模	※中小企業に該当する条件は登録要領で確認してください					

担当者情報	氏名	ヨミガナ				
	所属部署名				役職	
	所在地	〒	都	区	電話	
					FAX	
E-Mail						

別紙. 提出書類一式

平成26年度 中小企業等省エネルギー型クラウド利用実証支援事業費補助金

交付申請用	
(指定2)	実施計画書(システム移行事業者情報)
平成26年度 中小企業等省エネルギー型クラウド利用実証支援事業費補助金(データセンターを利用したクラウド化支援事業)	

(/)

補助事業名	
-------	--

1. システム移行事業者情報 () 複数のシステム移行事業者が存在する場合は、()内に連番を記入してください

事業者情報	事業者名	ヨミガナ				
	所在地	〒	都	区	電話	
					FAX	
	代表者氏名	ヨミガナ			設立年月日	

担当者情報	氏名	ヨミガナ				
	所属部署名				役職	
	所在地	〒	都	区	電話	
					FAX	
	E-Mail					

交付申請用

(指定3) 実施計画書(事業の体制図)

平成26年度 中小企業等省エネルギー型クラウド利用実証支援事業費補助金 (データセンターを利用したクラウド化支援事業)

1. 事業の体制を構成する際の注意事項

- (1) システム移行計画で発生する契約に係る事業者はすべて記載すること。
- (2) 複数のシステム移行事業者で移行計画を実施する場合、幹事社を一社選定し他社の取りまとめを行うこと。
- (3) 体制図に記載する各事業者の役割(補助事業者、システム移行事業者、クラウドサービス事業者、販売者等)及び契約関係を記載すること。

※すでに作成済みの体制図がある場合、この書類の代替として提出可能です。

体制図

特記事項

別紙. 提出書類一式

平成26年度 中小企業等省エネルギー型クラウド利用実証支援事業費補助金

交付申請用	
(指定4)	実施計画書(移行計画概要)
平成26年度 中小企業等省エネルギー型クラウド利用実証支援事業費補助金(データセンターを利用したクラウド化支援事業)	

(/)

補助事業名

1.情報システム移行計画概要

項目		移行前 (A)	移行計画 (B)	削減予定値 (A) - (B)
作業日程	移行作業開始予定日	/		/
	移行作業完了予定日(本番稼働開始日)			
	事業完了予定日			
情報システムおよびクラウドサービスの消費電力量の合計		kWh/年	kWh/年	kWh/年

2.情報システム機能の移行計画概要

一つのシステムが複数項目に該当する場合は、すべてにマークを記入してください

移行前:利用しているものに「○」

移行後:移行して利用継続「○」、移行せずに利用継続「△」、移行を機に利用終了「×」

システムの利用目的(カッコ内は具体例)	移行前	移行後
人事・給与管理(勤怠管理・就業管理 給与計算システム 給与明細電子化 等)		
会計・資産管理(会計ソフト 固定資産管理 債務管理・債権管理 等)		
生産管理(生産管理 原価管理 プロジェクト管理 等)		
物流・配送管理(物流管理 倉庫管理(WMS) 配送管理システム 等)		
販売管理(販売管理 POSシステム 見積管理 等)		
顧客管理(CRM 業務支援(SFA) コールセンターシステム 等)		
在庫・購買管理(在庫管理 購買管理 EDI 等)		
会議・コミュニケーション支援(テレビ会議 Web会議 CTI(Computer Telephony Integration) 等)		
情報共有支援(文書管理 グループウェア FAQシステム 等)		
ビジネスインテリジェンスツール(テキストマイニングツール データマイニングツール 等)		
セキュリティ管理(アンチウイルス管理 Webフィルタリング 入退室管理システム データ暗号化管理 等)		
ファイル共有(ファイルサーバ 等)		
通信(メール配信システム メールセキュリティ FAX配信 PBX VoIP 等)		
特定業種向けシステム(医療関連システム、教育関連システム 等)		
システム開発支援(テスト自動化ツール、コード評価ツール、構成管理ツール 等)		
データバックアップ(統合バックアップシステム 等)		
Webサービス(Web公開 DNS ECサイト運用 等)		
サーバ仮想化機能(アプリケーション仮想化機能 システム仮想化機能 等)		
基幹統合型システム(ERP EAI SCM)		
その他(右欄に具体的に記入)		

システムの付帯機能(カッコ内は具体例)	移行前	移行後
システム運用監視機能(状態監視機能 異常時のメール通知機能 等)		
データバックアップ機能(保存データのバックアップ機能 システム状態のバックアップ機能 等)		
サーバ仮想化機能(アプリケーション仮想化機能 システム仮想化機能 等)		
セキュリティ保護機能(アンチウイルス機能 IDS/IPS機能 等)		
その他(右欄に具体的に記入)		

交付申請用	
(指定5)	実施計画書(移行システム概要)
平成26年度 中小企業等省エネルギー型クラウド利用実証支援事業費補助金(データセンターを利用したクラウド化支援事業)	

(/)

補助事業名	
-------	--

1. 移行する情報システムの概念図

※すでに作成済みの概念図がある場合、この書類の代替として提出可能です。
 ※代替書類を提出する場合、クラウドサービスへ移行した情報システムを最低1年以上利用する旨を記載すること。

移行前		
移行後	・クラウドサービスへ移行した情報システムを最低1年以上継続利用することに同意します。	<input type="checkbox"/>

※移行した情報システムの継続利用に同意する場合は、上記同意文章の右欄のチェックボックスにチェックを入れてください。

別紙. 提出書類一式

平成26年度 中小企業等省エネルギー型クラウド利用実証支援事業費補助金

交付申請用	
(指定6)	実施計画書(機器一覧)
平成26年度 中小企業等省エネルギー型クラウド利用実証支援事業費補助金(データセンターを利用したクラウド化支援事業)	

(/)

補助事業名	
-------	--

1. ICT機器一覧

ICT 機器番号	管理台帳 物件名称	資産管理 台帳番号	メーカー	製品名	型番	設置場所	除却の 有無	備考 (サーバのスペック等)
ICT1								
ICT2								
ICT3								
ICT4								
ICT5								
ICT6								
ICT7								
ICT8								
ICT9								
ICT10								

2. その他機器一覧

その他 機器番号	管理台帳 物件名称	資産管理 台帳番号	メーカー	製品名	型番	設置場所	除却の 有無	備考
その他1								
その他2								
その他3								
その他4								
その他5								
その他6								
その他7								
その他8								
その他9								
その他10								

別紙. 提出書類一式

平成26年度 中小企業等省エネルギー型クラウド利用実証支援事業費補助金

交付申請用	
(指定7)	実施計画書(実施日程)
平成26年度 中小企業等省エネルギー型クラウド利用実証支援事業費補助金(データセンターを利用したクラウド化支援事業)	

(/)

補助事業名	
-------	--

1. スケジュール

※すでに作成済みのスケジュールがある場合、この書類の代替として提出可能です。(ただし、本様式の作業項目が網羅されている必要があります)

作業項目		平成26年						平成27年			
		6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
交付申請	計画										
	実績										
システム移行事業者への発注	計画										
	実績										
システム移行事業者との契約	計画										
	実績										
設計 (基本設計・詳細設計)	計画										
	実績										
構築	計画										
	実績										
テスト	計画										
	実績										
データ移行	計画										
	実績										
本番環境構築	計画										
	実績										
検収	計画										
	実績										
新サービス運用開始	計画										
	実績										
旧サービス運用完了	計画										
	実績										
システム移行事業者からの請求	計画										
	実績										
システム移行事業者への支払	計画										
	実績										
資産除却	計画										
	実績										
事業完了	計画										
	実績										
実績報告書提出	計画										
	実績										

特記事項

交付申請用	
(指定8)	実施計画書(移行前の消費電力量計算書)
平成26年度 中小企業等省エネルギー型クラウド利用実証支援事業費補助金(データセンターを利用したクラウド化支援事業)	

(/)

補助事業名

1. ICT機器(サーバ機器、ストレージ機器、ネットワーク機器等)の消費電力量一覧

No.	測定ポイント番号	消費電力量(kWh/年)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
ICT機器の消費電力量一覧・・・(A)		

2. その他機器(空調・照明機器等)の消費電力量一覧

※(1)もしくは(2)どちらかに記入してください。

(1)消費電力量が計測できる場合

No.	測定ポイント番号	消費電力量(kWh/年)
1		
2		
3		
4		
5		
その他機器の消費電力量一覧・・・(B)		

(2)消費電力量が計測できない場合

PUE値の扱い	<input type="checkbox"/> 想定PUE値(2.5)を使用して計算します	その他機器が計測できず、PUE値を用いる場合、どちらかにチェックを入れてください。 (A)にPUE値を乗算し、移行後の消費電力量の総計が算出されます。
	<input type="checkbox"/> 下記のPUE値を使用して計算します	
	PUE値	
その他機器の消費電力量が計測できない理由		想定PUE値を使用する場合、その他機器が計測できない理由を記入してください

3. 移行前システムの消費電力量の総合計

消費電力量総合計	kWh/年	<ul style="list-style-type: none"> •その他機器の消費電力量を入力した場合:(A)+(B) •PUE値を用いた場合:(A)×PUE値
----------	-------	---

別紙. 提出書類一式

平成26年度 中小企業等省エネルギー型クラウド利用実証支援事業費補助金

交付申請用	
(指定9)	実施計画書(移行計画の消費電力量計算書)
平成26年度 中小企業等省エネルギー型クラウド利用実証支援事業費補助金(データセンターを利用したクラウド化支援事業)	

(/)

補助事業名

1. 移行先クラウドサービス情報 () 移行先クラウドサービスが複数になる場合、()内に連番を記入してください。

クラウドサービス登録番号		クラウドサービス名称		クラウドサービス事業者名称またはクラウドサービス販売者名称		消費電力量実績計 (kWh/年)
No.	契約原単位			利用原単位数		
	契約原単位番号	契約原単位名称	消費電力量 (kWh/年)	計画	実績	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
移行先クラウドサービスの消費電力量合計・・・(A)						

2.利用を継続するICT機器(サーバ機器、ストレージ機器、ネットワーク機器等)の消費電力量一覧

No.	測定ポイント番号	消費電力量(kWh/年)
1		
2		
3		
4		
5		
利用を継続するICT機器の消費電力量計・・・(B)		

3.利用を継続するその他機器(空調・照明機器等)の消費電力量一覧

※(1)もしくは(2)どちらかに記入してください。

(1)消費電力量が計測できる場合

No.	測定ポイント番号	消費電力量(kWh/年)
1		
2		
3		
4		
5		
利用を継続するその他機器の消費電力量計・・・(C)		

(2)消費電力量が計測できない場合

PUE値の扱い	<input type="checkbox"/> 想定PUE値(2.5)を使用して計算します	その他機器が計測できず、PUE値を用いる場合、どちらかにチェックを入れてください。 (A)にPUE値を乗算し、移行後の消費電力量の総計が算出されます。
	<input type="checkbox"/> 下記のPUE値を使用して計算します	
	PUE値	
その他機器の消費電力量が計測できない理由		想定PUE値を使用する場合、その他機器が計測できない理由を記入してください。

4.移行後の消費電力量の総合計

消費電力量総合計	kWh/年	<ul style="list-style-type: none"> •その他機器の消費電力量を入力した場合:(A) + (B) + (C) •PUE値を用いた場合:(A) + (B) × PUE値
----------	-------	---

更新履歴

平成26年度 中小企業等省エネルギー型クラウド利用実証支援事業費補助金

更新日	バージョン	更新内容
2014/6/11	1.0	新規作成
2014/7/31	1.1	共同申請者に係る説明の変更(P. 10、P. 14、P. 20、P. 31) システム移行後に除却対象のICT機器を売却した際の説明の削除
2014/9/9	1.2	選定理由書に係る内容を追加(P. 20、P. 23)

